

## 「改葬許可証」交付までの流れ

### 【改葬について】

🏠 現在、納骨されている遺骨を他の墓地や納骨堂に移すことや、埋葬されている遺体を火葬し、他に移すことを“**改葬**”と言います。改葬を行うには、現在、埋葬・納骨されている墓所の市町村へ申請を行って許可を得る必要があります。

### 【改葬の手順】

① 「改葬許可申請書」に必要事項を記入。



② 現在遺骨がある墓地・納骨堂の場所を地図等 **〔注〕** に記入し添付。



③ 改葬先の墓地・納骨堂の受け入れを証明する書類の写しを添付。



④ 申請者と改葬先の使用者が異なる場合は、受入承諾書を添付。



⑤ 「改葬許可申請書」と添付書類を、現在遺骨がある市町村に提出。



⑥ 「改葬許可証」の交付を受ける。



⑦ 改葬先の墓地や納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提出して納骨する。

**〔注〕：②の現在遺骨がある場所の地番が分かる場合には、地図等の提出は省略できます。**

### 【提出書類】

- ① 改葬許可申請書  
(申請書中段の“墓地管理者の署名欄”は、現在遺骨がある墓地・納骨堂の管理者が記入。現在遺骨がある墓地・納骨堂が管理者のいない墓地・納骨堂の場合は、申請者以外の親族の方などが記入。)
- ② 現在遺骨がある墓地・納骨堂の場所がわかる地図
- ③ 改葬先の墓地・納骨堂の受け入れを証明する書類の写し  
(※ 改葬先は、都道府県知事等の墓地経営許可を受けた墓地・納骨堂であること。)
- ④ 申請者と改葬先の使用者が異なる場合は墓地・納骨堂使用者の受入承諾書
- ⑤ 郵送希望の場合は、返信用封筒 … (切手を貼付)